

第8次勤労青少年福祉対策基本方針（案） 若年労働者のキャリア形成支援等の推進について

はじめに

勤労青少年福祉対策基本方針は、昭和45年の勤労青少年福祉法の施行以来、7次にわたって制定され、勤労青少年の有為な職業人としてのすこやかな成育をめざすことを基本的理念としつつ、時代の要請に即したのものとして勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を示してきた。国、地方公共団体及び事業主等は、この方針に基づき、相互に連携しつつ、勤労青少年の福祉の増進に努めてきたところである。

これまでの勤労青少年福祉行政を振り返ると、勤労青少年が職業生活において、働く喜びを見だし、自信と意欲をもった職業生活を実現できるよう、余暇の有効活用等に主眼をおきつつ、その推進に努めてきたところである。これは、勤労青少年福祉法の制定当時、技術革新等がもたらした環境変化になじめず、職場内外で孤独を感じたり、さらには離転職をくり返す勤労青少年を支援するために始めたものであった。

その後、同法の施行以来30余年を経るが、産業構造や就業形態等といった勤労青少年の職業生活を取り巻く状況は様々に変化してきた。こうした中、同法制定当時に問題とされていた職業生活への不適応、孤独感、離転職等といった問題も依然みられるものの、現在は、これらに加えて、不安定な就労を繰り返す者や、無業者の増加が問題となっている。とりわけ、就労・自立の必要を感じつつも、無業に止まらざるを得ない青少年に対し、職業的自立に導いていくことは、近年生じた新たな課題である。

このため、勤労青少年福祉対策の推進に当たっては、これまで対象としていた在職青少年や自ら求職活動を行っている青少年のみならず、現在、無業ながらも、これから職業人としての自立を目指すべくその成育を支える必要のある青少年をも、幅広く視野に入れるとともに、従来からの柱である余暇時間の有効活用に比し、勤労青少年個人における職業能力開発の推進、職業意識形成等に関する一層の充実や、さらには、社会的な基礎的能力の獲得から就労にいたるまでの様々な支援のための環境整備等に重点を置くことが求められるところである。

本方針においては、勤労青少年の職業生活に関する動向について明らかにするとともに、経済社会の変化、少子化の進行や勤労青少年に求められる社会の期待を踏まえ、青少年が働く喜びを見だし、自信と意欲をもち、自律的な職業生活の実現、健全な成育を目指すための基本的な施策を示すこととする。

また、基本的な施策の推進に当たっては、これまでの行政資源を有効に活用していくことが重要である。この観点から、これまでレクリエーションや世代交流を通じた余暇活動の支援に主軸を置いてきた勤労青少年ホームにおいて、不安定な就労に従事する青少年の増加など、現在の需要に即した機能の充実等を進めるべく、その基本的な施策について明示していくこととする。このような基本的な施策をもとに、地域の実情や自主

性に配慮しながら、勤労青少年福祉対策の一層の推進を目指すこととする。

なお、勤労青少年福祉対策における勤労青少年の対象年齢は、第7次勤労青少年福祉対策基本方針において30歳未満としていたところであるが、近年、国や地方公共団体による若年労働者対策において、その対象者をおおむね35歳未満としていること等にかんがみ、35歳未満とする。

おって、本方針の運営期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年とする。

第1 勤労青少年の職業生活の動向

1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

現在、我が国では、サービス経済化、知識社会化が進み、労働の内容が、知識やノウハウを提供して付加価値を生み出すものへと重心を移しつつある状況にある。

経済情勢をみると、近年、経済のグローバル化やサービス産業の拡大等がみられる中、長い不況から穏やかながら回復傾向にある。一方で、経済環境の変化や公共事業の減少等の影響を受けることにより、経済力の地域格差が拡大している。

雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。これは、バブル崩壊に伴う負の遺産の解消や各般の雇用対策の効果によるものと考えられる。一方、経済力の地域格差により雇用情勢においても地域差が拡大している。

こうした状況の中、若年者の雇用情勢は、有効求人倍率の上昇や、大学や高校等新規学卒者求人については増加傾向が見られるものの、依然高い完全失業率を示している。また、フリーターといわれる、定職に就かず、不安定な就労をくり返す者は、200万人に上り、さらには、無業者も64万人と試算されている。

フリーターや無業者の増加は、我が国の経済基盤を揺るがす問題であるとともに、経済的に不安定な状態が続くことは、未婚・晩婚化を進展させ、少子化を一層進行させるおそれがある。

高校卒業者に占める大学等への進学する者の割合についてみると、平成17年度は47.3%であり、ほぼ2人に1人に当たる割合となっているが、これは平成7年度と比較すると10ポイント近い伸びである。一方で、18歳人口の減少も影響し、大学や短大への入学志願者数は減少傾向にあって、2007（平成19）年には、いわゆる大学全入時代が到来すると見通されており、大学等を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが懸念される。2007年は、人口減少に転じる年とも見通され、さらには、いわゆる団塊の世代の退職に伴う技能継承の課題を抱える年ともなる中、今後の我が国の社会・経済を維持・発展させていくためには、若い「人材」の育成という観点から、国際化への対応も考慮しつつ、男女ともに彼らの意欲や能力が最大限に活用されるような社会の実現が求められている。

2 勤労青少年の現状

(1) 青少年人口

青少年人口（15～34歳）は、平成7年35,368千人であったが、平成12年には34,477千人となっている。また、推計によれば、平成37（2025）年には23,832千人程度になると見通されている。これを、総人口における青少年人口の割合でみると、平成7年で28.2%、平成12年で27.2%であったものが、平成37年には19.7%と2割を切ることとなる。このように、青少年人口及びその総人口に占める割合が減少することにより、今後、社会保障をはじめとした、社会・経済システムを維持していくための、青少年一人当たりにおける負担はますます大きなものとなっていくこととなる。

(2) 青少年をめぐる雇用情勢

平成16年度における完全失業率は、全体で4.6%であるのに対して、15～24歳では9.2%、25～34歳では5.7%と、他の年齢層と比べて高い。

新規学卒者の就職内定率は、ここ数年、やや持ち直しの傾向がみられるものの、大卒ように高学歴層であっても、無業者等の占める割合が全体の2割を超えるなど、大学卒業時の就職状況も依然厳しいものとなっている。また、学校を卒業し、就職した後、3年以内に離職する者の割合については、大学卒、短大卒、高校卒などともに依然高い。

一方、若年無業者は、平成16年における64万人のうち、25～34歳層が37万人と6割近くを占めるなど、比較的高い年齢の者が多い状況となっている。

(3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年（15～34歳）就業者数について産業別にみると、平成16年平均では、卸売・小売業が19%と最も割合が高く、製造業（17.2%）、サービス業（14.5%）と続いている。近年、雇用需要が著しい医療、福祉については10%とサービス業に続き高い割合となっている。職業分類別にみると、平成17年9月におけるパートを含む常用有効求人数では、専門的・技術的職業が全体の20.5%を占め、販売の17.4%、サービスの13.7%と続く。一方、常用有効求職者では、事務的職業が全体の33.4%を占める反面、サービスは6.2%と少ない。青少年が仕事につけない理由として、希望する種類・内容の仕事がないとの回答が、高い割合を占めていることから、青少年の希望と需要との間にミスマッチが生じている可能性が窺われる。

雇用形態に関しては、近年、全年齢階級でパート、派遣等非正規雇用の割合の増加が一律みられるが、特に若年層においては、その上昇幅が大きく、15～24歳層では1994（平成6）年から2004（平成16）年の10年で非正規職員の割合が10.6%から33.3%に上昇している。非正規職員の多くは正規職員と比べると処遇が低く、また、企業側としては、中核的人材を早期に選抜したり、能力開発投資を集中させる傾向がある中で、職業能力開発の機会が不足することが懸念される。

(4) 働くことに関する青少年の意識

いわゆるフリーターについては、その増加の理由として、景気循環等に伴う一般労働者の求人の減少や、入職までの経路が複雑化していること、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足などが指摘されている。一方で、フリーターの就業意欲が正社員に比べて低いなど、青少年及び雇用主双方から問題点が指摘されている。

また、求職活動を一度もしたことがない無業者に、その理由を聞くと「人づきあいなど社会生活をうまくやっていく自信がないから」が最も多いとの結果がある。また、青少年に数多く接したキャリアコンサルタントからの聞き取りによると、青少年が職に就いていない理由への回答として「自信がない」「行動力不足」が多くを占めるなど、青少年本人の自信に関する問題も窺われる。また、学校生活を通じて教えてもらいたかったこととして、職業に必要な専門的知識・技能、資格・免許や社会的マナー、職業の選び方等をあげる無業者が多いことなどが指摘される。もともと正社員を希望していたフリーターは70%以上であることや、仕事をしていないことにあせりを感じている無業者が約75%に達するなどの結果もあり、自身の現在の在り方を見直していくことを望んでいる青少年は多数にのぼるものと思われる。

一方、職業生活の設計に関して、これまで自分で考えてきたと回答した青少年が24歳以下で28.8%、25～34歳で41.8%であるのに対し、今後自分で考えていきたいとの回答が24歳以下で77.7%、25～34歳で83.1%と高い割合であるなど、青少年の職業生活設計への意識の高まりがみられる。

(5) 海外体験

国際化の進展にあって、ワーキングホリデー利用者数は、近年2万人と安定して推移している。ワーキングホリデーによる海外就業体験を通じて「外国語能力」、「国際感覚・異文化適応能力」、「幅広い視野」など、様々な知識・技能を習得できたと自覚する青少年が多い一方、帰国後の就職条件として「特に有利な条件とはならなかった」と答える青少年が「有利な条件となった」を上回るなど、習得した知識・技能が必ずしも活かされていない現状がみられる。

(6) 勤労青少年ホームの利用状況

各勤労青少年ホームの、近年の利用状況をみると、減少していると回答したホームが約45%と最も多く、増加していると回答したホームの約3倍となっている。その理由としては、地域の勤労青少年人口の減少や施設の老朽化に次いで、利用者ニーズの対応不足が多く、40%近くとなっている。一方で、他の類似施設との競合の結果、あるいは施設そのものの役割が終わったからという回答なども、それぞれ30%弱、約35%となっている

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉行政の方向性

勤労青少年は、今まさに「成長過程」にあり、「今後の我が国を支える者」として、これまで勤労青少年福祉行政として実施してきた、職場や地域における人間関係の形成等を目指しての余暇活動の充実をはじめとした一連の措置や、職場での安全確保をはじめとした働き方への配慮等は引き続き重要である。

一方、少子化も相まって、フリーターあるいは無業者の増加が、社会経済全体に与える影響は大きいと考えられ、勤労青少年福祉行政として対処していかなければならない重要な課題として、今後、中軸に据えていく必要がある。

このため、現在の厳しい雇用失業情勢や急激な産業構造の変化等の中にあつて、安定した就労を求めつつも不安定な就労をくり返さざるをえない青少年を対象に、自身の希望に即しての職業生活の充実に向けた支援が求められる。

無業者に関しては、自立・就労の必要性を感じながらも無業状態にある青少年を対象に、その職業的自立に向けた支援に努めていくことが必要である。

また、青少年が、早い段階から、働くということなどについて意識し、考えることができるように支援していくことも同様に大切である。

こうした支援に当たっては、第7次勤労青少年福祉対策基本方針に盛り込まれた、職業意識の啓発や職業能力開発の推進等の職業生活の充実のための対策を一層推し進めるとともに、社会人として働くことへの自信につながる支援や、社会人として必要な基礎的能力の付与から自身が目指す職業に必要な技能訓練までの幅広かつきめ細かな継続的支援なども、今後一層重要となるであろう。

また、ワーキングホリデーなどについては、海外就業体験を通じたキャリア形成という視点から、帰国後に不本意ながらの不安定な就労とならないよう支援を行うことも課題である。

勤労青少年ホームは、こうした各地域の青少年のニーズを踏まえ、機能の充実及び運営を図ることが必要であろう。その際、勤労青少年福祉関係者への研修をはじめとした支援を充実していくことも重要である。

青少年は、齊しく勤労への権利と義務を有し、有為な職業人として、自らその成長に努めなければならない。このためには、自らの将来を自ら考え、決定していくことが必要となる。職業生活に関わる情報提供、相談及び訓練という勤労青少年福祉行政としての一連の支援を通じ、青少年が主体的に職業生活設計を行うとともに、その自律的な選択を支援していくことが、勤労青少年福祉行政の目指すべき方向であり今後の課題である。

2 職業生活の充実

(1) 職業意識形成のための支援

学校卒業後、自身の職業生活に関してどのようにしていけば良いのか分か

らないとの悩みを持つ青少年や、いわゆるモラトリアム型のフリーター等に見られるように、先の見通しを持たずに将来の決断を先送りする青少年の問題等にかんがみ、社会との関わり方、職業人としての在り方等について、在学中から、青少年が自ら考えていくことができるよう導くことが重要である。

このため、職業意識形成を計画的・積極的に支援していくことが求められている。職業意識の形成に当たっては、早い段階から体系的にキャリア教育を進めていくことが重要であり、小中高校生の各段階において、職場見学や企業人による講演、ジュニアインターンシップ等を通じ、働くことの意義、職業生活等に関して、生徒に自ら考えさせる機会を設けていくことの重要性が指摘される。

大学生等に対してもインターンシップ制度の導入促進を含むキャリア教育の充実が望まれ、また、保護者に対しても、早い段階からの職業意識形成の必要性等の理解を求めていくことが重要であろう。

なお、職業意識の形成の支援のためには、各地域レベルにおいて、職業安定機関、学校、企業等が連携していくことが重要である。

(2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

働くことへの自信が持てず、あるいは、働く意欲を十分に持てない青少年の問題などが指摘されている。

このため、働くことへの自信や意欲、能力を得ることや、これらを高める対策の推進が求められている。

また、個々の対策を行うに当たっては、各個人の状態に応じた対策を講じていくことが大切である。

① 合宿形式による集団生活による基本的能力の獲得、勤労観の醸成等

社会への不安や悩みなどがやや強い青少年に対しては、合宿形式による集団生活の中で、社会人、職業人としての必要な自己管理をはじめとした基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与することなどが効果的であろう。

② ボランティア、地域行事等の活用及び参加に関する企業評価の促進

地域行事やボランティア等のような社会参加活動への参加は、自信を失いがちな青少年において、自信を取り戻し、自己効力感を得るとともに、青少年の社会参加への意識を高めることや協調性、コミュニケーション能力など社会性を向上させることが期待される。その際、青少年自身に地域行事における主催者の役割を体験させるなどによって、成功体験を重ねるなど、様々な工夫をしつつ、個々人に応じた最適な手法を選択・活用していくことが重要である。

また、これら取組を推進するためにも、各企業が青少年のこうした活動を前向きに評価することが望ましく、そのための仕組みを整え、企業への働きかけを行っていくことも重要である。

③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体勢の整備

青少年においては、人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとさ

れ、青少年の社会参加、ひいては就職の実現を図る前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を提供するシステムを構築していくことが必要である。

④ 保護者を通じた職業意識形成の支援

青少年が職業的自立を果たし、自信を持ちつつ職業人として活動していくためには、周囲の様々な人々の理解・支援等が必要である。とりわけ保護者の役割は重要であり、このため、保護者に対する相談・セミナー等の取組は、今後、一層その促進が求められる。

⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進

青少年の働く意欲を喚起し、能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む、国民運動を推進していくことが求められる。

(3) 的確な職業選択・職場定着の支援

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう青少年の割合は、依然高い状況にある。一方で、職業探索期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複線化などの現状が指摘され、学校卒業時には就職が果たせず、無業者である大卒者の増加等もみられる。

このため、青少年に対する就職活動時の的確な職業選択の支援と就職後の職場定着支援を、時には連携させつつ、在校生を含め、有効に実施していくことが必要である。

① 的確な職業選択の支援

ア 学生から職業人への円滑な移行の支援

学生から職業人への円滑な移行を実現するため、学校と職業安定機関との連携による職業選択に必要な情報提供、就職活動を支援するセミナー、職業相談等を充実させるとともに、未就職卒業者等に対しては、就職活動から職場定着まで一貫したマンツーマンによるきめ細かな就職支援を引き続き実施していくことが必要である。

イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大

新規学卒一括採用に限定されない形での青少年の将来性や潜在能力に着目した雇用機会の拡大や、試行雇用などの積極的な活用を通じ、いわゆる第二新卒者や安定就労を望みつつも不安定な就労をくり返す青少年の就職機会の拡大を図っていく必要がある。

ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供

若年失業者を安定した雇用機会に結びつけるとともに、学校在学中からの職業意識形成等を通じ、望まずに不安定就労をくり返すことなどを未然に防止するため、関係機関の連携の下、幅広い支援メニューをワンストップで提供することが求められる。

エ 職業安定機関によるマッチング促進

求人及び求職双方の側が労働市場の状況に適合する条件を設定し、求人者の充足、求職者である勤労青少年の就職の実現を果たすことが可能となる

よう、労働市場に関する情報を効果的に提供しつつ、求人者及び求職者である勤労青少年に対して働きかけを行うことなどが必要である。

② 職場定着の支援

勤労青少年の早期離職を防止し、職場定着を促進していくためには、就職活動時の的確な職業選択の支援等に加え、就職後の支援も重要である。

ア 地域の業界団体等を活用した青少年の職場定着支援

インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備するとともに、就職後、地域の業界団体を活用し、勤労青少年の相互交流などを進めることなども有効である。

イ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業

勤労青少年ホームで実施している専門家による相談指導事業についても、一層の活用促進が求められる。

ウ 職業生活に有効な情報の提供の充実

青少年は、的確な職業選択や、職場において充実した生活を送るために有効な支援情報等を把握していないことが多々あるものと考えられる。職業安定機関をはじめとした各支援機関や、支援を実施する各団体においても、インターネット等を活用した効果的な周知等により、青少年自身が受けることのできる支援を着実に得られるよう引き続き努めていくことが重要である。

エ 勤労青少年福祉推進者との連携

勤労青少年の職場定着の支援に当たっては、事業主による積極的な取組も必要であり、勤労青少年福祉推進者等の積極的な活動が望まれる。国、地方公共団体は、勤労青少年福祉推進者等と連携・協力しつつ、勤労青少年の職場定着支援や、さらには離職をした青少年の早期支援につなげていくことが求められる。

(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

我が国のサービス経済化、知識社会化の進行により、様々な能力を持った人材を育成していくことが重要な課題となっている。

こうした中、現在、青少年においては、職業生活設計について自ら考える志向が高まってきており、自らの職業生活設計及び当該設計に即した職業能力開発への支援が求められている。

一方で、厳しい雇用情勢とともに、新規学卒者の一括採用・就職システムに関する機能の趨勢的な変化や、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足等を背景として、フリーターや無業者などが増加しているが、このことは、十分な職業能力の蓄積が困難な青少年の増加を意味し、こうした青少年への職業能力開発に向けた支援も求められている。

① 職業能力開発支援のための体制整備等

青少年に対し、自らの選択に基づく職業能力開発のための措置を適切に提供していくための体制整備として、公共職業訓練機関をはじめとした各関係機関の連携を今後とも進めていく必要がある。また、事業主等が、雇

用する青少年に対して実施する職業生活設計・職業能力開発のための措置に関する支援についても、各機関の連携に基づき実施していくことで、その効果が期待される。

② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援

職業生活設計の支援に当たっては、青少年に対するキャリア・コンサルティングについて、その技法を十分に活用していくことが望まれる。こうした技法は、職業安定機関や勤労青少年福祉施設に配置された職員等による活用や、企業内、さらには大学等教育機関においても、その活用を幅広く促進していくことにより、在職者や求職者、学生などに幅広く相談支援の機会を確保するよう、その基盤整備を一層進めていくことが必要である。

③ 実践的な教育・実務連結型の人材育成システムの促進

在学中に進路を決定できず、大学等卒業後、無業者となることを防止する等のため、就労、就学に加え、就労と就学の双方の要素を併せ持った第三の選択肢を設けることが必要となっている。

このため、企業が基礎から実践にわたる能力の向上機会を提供するものとして、実践的な教育・実務連結型の人材育成システムの促進がきわめて重要となってきている。とりわけ、今後は企業が主体となって、「自社のニーズに応じた教育訓練機関における理論的学習」と「一定期間、訓練生を雇い入れての実習」を組み合わせることにより、現場の中核となる職業人の基礎を育成できるような「実践型人材養成システム」を推進することが必要である。

こうした措置は、いわゆる団塊の世代と青少年との間における技能継承の必要性を踏まえつつ実施されることも重要である。

④ 就業に至る準備としての報酬を得る作業機会の活用

職業能力開発に当たっては、青少年の個々の状態に即して行うことが必要である。就業に至るまでに段階を踏んだ支援を行うことが有効な場合などには、例えば、いわゆる有償ボランティアなどのように、作業を行い、かつ報酬を得ることを経験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として活用することも考えられる。また、こうした機会は青少年の就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。

⑤ 基礎能力獲得のための講座

無業者等が社会マナー等を学ぶ必要を感じる一方、企業側から、職場におけるコミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナー等の基礎能力の習得などが求められる中、こうした社会人としての基礎的能力を付与するための措置も必要である。

⑥ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援

職業生活設計に関しては、青少年自らが行うことが求められる。情報の不足などが隘路となって、こうした青少年の取組を妨げることがないように、職業生活の充実のための様々な措置に関する情報提供を行うとともに、相談、訓練と効果的につなげつつ、その自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発を支援していくことが必要である。

(5) 労働条件等の整備充実に関する支援

① 事業主における職場での安全と健康の維持・確保

勤労青少年は職業経験も浅く、とすれば作業に不慣れであったり技能的にも不十分であることから、事業主においては、勤労青少年に対する職場での安全と健康の維持・確保に充分努めることが必要である。

② 青少年に対する法定労働条件等に関する相談の場の活用促進

安全衛生や労働基準等に関する知識も、とかく不十分である。このため、十分な広報・周知などにより、法定労働条件等に関する相談の場の活用促進を図っていくことが今後とも重要である。

③ 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

勤労青少年は、有為な職業人として自らを成長していくため、職業における知識・技能を向上させていくよう努力していくことが求められる。このことから、自己啓発等を行う勤労青少年に対し、個々の生活に配慮した労働時間等の設定改善が行われるよう、労使の自主的取組を促進することが重要である。また、専修学校や定時制高校等で学びながら働く青少年等においては、職業訓練、教育を受けるに当たっての時間確保のために、事業主等への啓発指導に引き続き努めるものとする。

3 自由時間を活用した生活の充実

(1) 社会参加活動の促進及び活用

自由時間等を活用し、ボランティア活動をはじめとした地域社会の活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深める上で有効である。

一方、近年、元々集団活動に消極的であったり、集団活動そのものになじめない青少年の問題が指摘されているが、こうした青少年にとって、地域社会活動への参加は、集団活動になじむことや他人と交わりコミュニケーション能力を高めるなど、社会性の基礎的な涵養に資するという点も認められる。

また、このような地域社会参加活動等に基づく地域の社会貢献活動分野の活性化により、ひいては青少年を職業的自立に導くための地域における教育機能の向上も期待される。

地域における社会参加活動等の促進のためには、社会参加活動の指導員等の育成や、勤労青少年ホームにおける各種講座の活用、社会参加活動等に基づく地域社会貢献活動分野への就業等を目指す者への支援等が有効である。

社会参加活動等の活用のためには、青少年に対して幅広く参加を呼びかけていくことが必要であり、このため、行政機関、教育機関、自治会、事業主団体、社会参加活動支援団体、勤労青少年ホーム等がそれぞれ交流、連携を図ることにより、地域における社会参加活動に関する情報をお互いに幅広く収集し、これを青少年に提供していけるよう環境整備を行うことが重要となる。

また、ボランティア活動に関する情報提供や体験プログラムの実施等によって、青少年のボランティア活動への参加意欲を喚起し、実際の活動に結びつけるために、経営者団体、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア支援団体の連携の下にボランティア活動支援のためのネットワークを構築することが重要である。

(2) 様々な世代同士による交流の促進等

同世代や世代間・地域間の交流等を図ることは、成長過程にある勤労青少年にとって、その人間形成を促進していくうえで有効である。また、趣味やスポーツのクラブ活動等を通じてストレスを解消し、心身のリフレッシュを図ることは、充実した職業生活を送るために重要である。このため、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動、クラブ活動等の促進が求められる。なお、交流に消極的な青少年を交えつつ、その運用を図るなどの配慮も重要である。

4 国際交流の促進

(1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用

国際化の進展に伴い、国際化に対応できる企業人としてのキャリア形成が求められている。

このため、1年間仕事をしながら異国での社会生活を体験することができるワーキング・ホリデー制度についての一層の活用促進を図ることが重要である。その際、ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能を有効に活用するため、同制度を利用する者に対する、渡航前後におけるキャリアコンサルティングの実施等をはじめとしたキャリア形成支援体制の充実が求められる。とりわけ、海外渡航前に、帰国後の再就職を視野に入れつつ相談を行うことにより、帰国後に不安定な就労を余儀なくされることのないよう支援を行うことが重要である。

(2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援

ワーキングホリデーに求められるようなキャリア形成支援体制の充実は、海外に留学をする青少年に対しても、同様の効果が期待され、自らのキャリアの棚卸しや、帰国後の職業生活設計に関して渡航前の段階から支援していくことが重要である。

(3) 勤労青少年ホームによる国際交流事業の活用促進

勤労青少年ホームにおける、外国人を対象とした講座等をはじめとした各種の国際交流事業についても、活用の促進を図るべく、広報・周知等を進めていくことが必要である。

5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

勤労青少年福祉の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体及び事業主等が連携して取り組むことが求められる。学校中退あるいは卒業後就職しない者、早期に離職してしまった者等のうち、職業的自立の必要性を感じつつも就業に至らない際には、個人別に様々な事情があると考えられ、青少年のその時々々の状態に合わせた、個別的な支援の必要性も生じることとなる。そのために、職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、社会参加活動等を行う団体等が一層連携を深め、地域支援ネットワークの構築し、個別的かつ継続的な支援に努めることが必要である。

(2) 勤労青少年ホームの機能充実

① 勤労青少年ホームに求められる機能

利用者数が減少している勤労青少年ホームの割合が高まる一方、利用者ニーズへ対応し切れていないことが、その理由のひとつであるとする勤労青少年ホームも多い。

勤労青少年福祉の推進に関しては、行政資源を有効に活用していくことが重要であり、これまで行政推進の中核を担ってきた勤労青少年ホームについても、青少年を取り巻く現状に即した機能の充実を図り、さらに地域需要に応じつつ、活用を促進していくことが必要である。

このため、これまで重点的に実施してきた職業生活の充実のための講座やボランティアに関する講座等について、社会性の涵養に資するという観点をも含め、今後とも推進していくことが求められる。また、職業人としての成育を一層進めるという観点から、安定した就労を望む青少年等に対するキャリア形成支援に関しての機能を充実していくことなどが求められる。

今後とも、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても、必要な助言・指導や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努める必要がある。

② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策

勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、ボランティア活動等を通じての余暇活動や社会性の涵養を進める拠点となるためには、地域社会、地域企業、民間団体との連携を強化していく必要がある。また、近年の不安定な就労を繰り返す青少年や失業者等の増加から、青少年の職業的自立を図るべく、職業安定機関等とも連携を深めていく必要がある。

こうした職業的自立に向けた支援に関して、勤労青少年ホームが地域の中核として行政推進に当たることは望まれるところである。

また、勤労青少年ホームにおける相談機能を充実させるため、勤労青少年ホームの職員やカウンセラー等専門家による相談・指導体制の充実を図

ることが必要である。

③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策

勤労青少年ホームの活性化、利用の促進に当たって、各地域の実情に応じた勤労青少年ホームの広域利用、総合福祉施設との併設、複合化の推進などの利用しやすい施設を目指した検討は引き続き求められる課題である。

また、事業の充実や、利用しやすい施設を目指したものとして、勤労青少年ホームを、インターネット等の活用によって、青少年、一般国民に対して幅広く広報していくことが必要である。

6 勤労青少年指導体制の整備等

勤労青少年福祉対策の推進のためには、各指導者等の役割がきわめて重要である。このため、勤労青少年ホーム指導員、職場における勤労青少年福祉推進者、ヤングジョブスポットのアテンダント、その他若年者支援機関の指導員等、勤労青少年福祉関係者に対して、社会・経済情勢の変化や青少年の意識の変化を踏まえた働き方の実態、さらには職業生活設計の支援のための知識・技能等を踏まえた各種講習会の実施を行うなどにより、勤労青少年の育成のための能力向上が図られるよう努めることが必要である。また、こうした指導体制の整備は、地域で一体となった勤労青少年への支援と相まって、その本来の効果が生ずるものと考えられる。このため、国、地方公共団体及び勤労青少年福祉関係団体は、連携・協力を一層促進していく必要がある。

7 勤労青少年福祉対策に関する広報啓発活動等の実施

勤労青少年は、有為な職業人としての成育に自ら努めることの必要を促すことが重要である。一方で、安定した就労に就けないなど、多くの青少年が自ら望むような職業生活の充実を達成できないでいるなどの現状にかんがみ、青少年自らによる職業生活設計と、その自律的な選択という一連を支援するものとして、勤労青少年福祉対策を一層推進していくよう、事業主や国民各層に対し、広報・啓発等を行うことが重要である。そのため、「勤労青少年の日」（7月第3土曜日）を中心として、幅広く広報・支援に努めるとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に引き続き努めるものとする。

また、青少年の雇用問題について国民各層が一体となって取り組む国民運動などとの連携を図り、効果的な広報・啓発を目指すことが望まれるものである。

